

福岡県公報

令和6年11月5日
第545号

目次

告示（第692号 - 第699号）

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
（農山漁村振興課）…………… 1
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
（農山漁村振興課）…………… 1
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
（農山漁村振興課）…………… 2
- 鳥獣保護区の存続期間の更新
（自然環境課）…………… 2
- 道路の区域の変更
（道路維持課）…………… 4
- 道路の供用の開始
（道路維持課）…………… 4
- 道路の区域の変更
（道路維持課）…………… 4
- 道路の供用の開始
（道路維持課）…………… 5
- ### 公 告
- 国土調査の成果の認証
（農山漁村振興課）…………… 5
- ### 教育委員会
- 令和6年度福岡県教育文化表彰
（教育庁総務企画課）…………… 5

告 示

福岡県告示第692号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和63年2月17日農林水産省告示第167号（三及び四に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第693号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成2年7月25日農林水産省告示第988号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第694号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年12月25日農林水産省告示第1691号（3から9に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに嘉麻市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第695号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 釈迦岳鳥獣保護区
 - (1) 区域
八女市のうち、広域基幹林道北矢部線と旧矢部村と旧星野村との境界線との交点

を起点とし、同境界線を北東へ進み旧矢部村、旧星野村及び大分県日田市との境界線分岐点に至り、旧矢部村と日田市との境界線を南東へ進み御前岳、釈迦岳を経て更に南西へ進み石場歩道に接続し、同歩道を南西へ進み林道三倉線に接続し、同林道を西へ進み広域基幹林道北矢部線に接続し、同広域基幹林道を北西へ進み市道御側線に接続し、同市道を南西へ進み市道小谷尻今村線に接続し、同市道を西へ進み林道御側別当線に接続し、同林道を北西へ進み市道落合別当線に接続し、同市道を南西へ進み市道樫鶴線に接続し、同市道を北東へ進み広域基幹林道北矢部線に接続し、同広域基幹林道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、八女市の東部にあって、大分県との県境の山域に位置し、矢部川源流域として全域が矢部川県立自然公園となっており、御前岳、釈迦岳を中心とした山岳に囲まれている。多くはスギの植林地であるが、釈迦岳、御前岳の尾根沿いにはスズタケ・ブナ林植物群落が存在する。高木層ではブナをはじめミズナラ、コシアブラ、亜高木層ではマルバアオダモ、ベニドウダン、コミネカエデ、シラキが生育し、低木層には密生するスズタケの中にタンナサワフタギ、シロモジが点在する。岩石の多い尾根筋にはモミ・ツガ林が点在し、土壌が浅く岩場が多い部分等にはツクシヤクナゲが生育している。溪谷には、ケヤキやシオジなどが見られる。このような自然環境を反映して、クマタカ（福岡県絶滅危惧ⅠB類）をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) イノシシ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。

2 川崎鳥獣保護区

(1) 区域

田川郡川崎町のうち、主要地方道田川桑野線と町道米田東川線との接点を起点とし、同町道を東へ進み主要地方道添田赤池線に接続し、同主要地方道を東へ進み川崎町と田川郡添田町との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み県道猪国豊前柘田停車場線に接続し、同県道を西へ進み主要地方道田川桑野線に接続し、同主要地方道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から
令和16年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、川崎町の北部にあつて、市街地近郊に位置しており、小松ヶ池、六郎原池、能呂ヶ池等の溜池が点在し、鳥類の良好な生息地となっている。

当該区域は、市街地近郊にありながら豊かな自然とのふれあいの場として重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) イノシシ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。
- (エ) 鳥獣の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

3 天拝山鳥獣保護区

(1) 区域

筑紫野市及び太宰府市のうち、筑紫野市道石崎・永岡線と筑紫野市道黒坂・今田線との交点を起点とし、市道黒坂・今田線を南西へ進み県道基山停車場平等寺筑紫野線に接続し、同県道を南へ進み市道上屋敷・黒岩線に接続し、同市道を西へ進み市道野田・黒岩線と筑紫野市総合公園内天拝湖周回園路との交点に至り、同園路を北へ進み林道兎ヶ原線の起点に至り、同林道を北西へ進み筑紫野市と太宰府市との境界線に接続し、同境界線を北東へ進み県道板付牛頸筑紫野線に接続し、同県道を東へ進み県道福岡日田線に接続し、同県道を南東へ進み市道石崎・永岡線に接続し、同市道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から
令和16年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、筑紫野市の西部から太宰府市の中央南部に跨って位置し、一部は太宰府県立自然公園となっている。天拝山を中心に広葉樹の豊かな植生に恵まれ、多種の鳥獣が生息している。

当該区域には、九州自然歩道や天拝山歴史自然公園が整備されており、都市近郊にありながら豊かな自然とのふれあいの場として重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) イノシシ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。
- (エ) 鳥獣の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を

図る。

4 田川鳥獣保護区

(1) 区域

田川市のうち、彦山川左岸とJ R日田彦山線との交点を起点とし、彦山川の左岸を上流へ進み国道322号との交点（鎮西橋）に至り、同国道を南西へ進み県道庄伊田線に接続し、同県道を南東へ進み田川市と田川郡大任町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み田川市、大任町及び田川郡川崎町との境界線分岐点に至り、田川市と川崎町との境界線を北西へ進みJ R日田彦山線に接続し、同J R線を北へ進み田川後藤寺駅及び伊田駅を経て起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、田川市の中央から南部に位置し、市街地を含んでいるが、鳥獣の生息に適した環境が残されており、特に鳥類の良好な生息地となっている。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) イノシシ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。

福岡県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡	県 道	町川原 福 岡 線	前	糟屋郡新宮町大字三代116番4先から 糟屋郡新宮町大字三代351番1先まで	11.8 ～ 25.3	223.8
			後	糟屋郡新宮町大字三代116番4先から 糟屋郡新宮町大字三代351番1先まで	11.8 ～ 41.9	214.0

福岡県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	町川原 福 岡 線	糟屋郡新宮町大字三代116番4先から 糟屋郡新宮町大字三代351番1先まで

福岡県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	甘 木 田主丸 線	前	朝倉市鶴木344番9先から 朝倉市片延58番1先まで	8.0 ～ 20.4	386.5
			後	朝倉市鶴木344番9先から 朝倉市片延58番1先まで	8.0 ～ 20.4	386.5

福岡県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	甘 木 田主丸 線	朝倉市片延9番1先から 朝倉市片延14番2先まで

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った 者の名称	調査を行った 期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
宮若市	令和3年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	山口の一部	令和6年10月23日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第8号

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）第2条の規定に基づき、令和6年度福岡県教育文化表彰を受けたものを、同規則第5条の規定により次のように告示する。

令和6年11月5日

福岡県教育委員会

〔児童生徒の部〕

（個人）

表彰年月日	所 属 名	氏 名
令和6年11月3日	福 岡 市 立 筑 紫 丘 中 学 校	角 優 輝
〃	福 岡 市 立 高 宮 中 学 校	塩 塚 比 七
〃	久 留 米 大 学 附 設 高 等 学 校	櫻 井 大 聖
〃	福 岡 市 立 福 岡 西 陵 高 等 学 校	留 井 咲 瑛
〃	筑 紫 女 学 園 高 等 学 校	福 島 百 香
〃	福 岡 第 一 高 等 学 校	山 本 隼 大
〃	福 岡 市 立 警 固 小 学 校	伊 藤 正 一 郎
〃	福 岡 市 立 照 葉 小 学 校	小 林 樹 生
〃	北 九 州 市 立 香 月 中 学 校	石 田 心 美
〃	太 宰 府 市 立 太 宰 府 東 中 学 校	今 村 好 花
〃	福 岡 市 立 内 浜 中 学 校	山 根 晴
〃	純 真 高 等 学 校	石 丸 大 智
〃	福 岡 県 立 八 幡 中 央 高 等 学 校	大 庭 明 莉

〃	福岡第一高等学校	大森 恵偉音
〃	福岡県立筑豊高等学校	工藤 実幸乃
〃	祐誠高等学校	鶴 葵衣
〃	福岡第一高等学校	中谷 魁聖
〃	中村学園女子高等学校	福岡 梓音
(団体)		
表彰年月日		団体名
令和6年11月3日	福岡県立鞍手高等学校	放送部
〃	精華女子高等学校	吹奏楽部
〃	福岡工業大学附属城東高等学校	科学部
〃	九州産業大学附属九州高等学校	男子ソフトボール部
〃	敬愛高等学校	柔道部
〃	福岡県立青豊高等学校	ダンス部
〃	中村学園女子高等学校	剣道部
〃	福岡工業大学附属城東高等学校	ダンス部
〃	福岡第一高等学校	男子バスケットボール部
〃	石田卓球N+	
〃	第29回全国ジュニア・ラグビーフットボール大会福岡県中学生男子代表	
〃	特別国民体育大会アーチェリー競技少年男子福岡県選手団	
〃	特別国民体育大会ラグビーフットボール競技少年男子福岡県選手団	
〃	福岡県高校生生活動推進委員会	
〔一般の部〕		
1 社会教育部門		
(個人)		
表彰年月日		氏名
令和6年11月3日	ゆずりはの会	元会長 小野 紀美代
〃	北九州市婦人会連絡協議会	会長 浜 和 枝
〃	福岡県PTA連合会	前会長 松尾 和 昭
(団体)		

表彰年月日		団体名	
令和6年11月3日	新宮町立新宮東小学校	PTCA	
〃	北九州市立大里柳小学校	PTA	
〃	仲原小学校	おはなし会かばーる・ほ!	
〃	福岡県立柏陵高等学校	PTA	
2 学術・文化部門			
(個人)			
表彰年月日		所属名	職名 氏名
令和6年11月3日	福岡県文化財保護審議会	専門委員	坂井 卓
3 体育・スポーツ部門			
(個人)			
表彰年月日		所属名	氏名
令和6年11月3日	順天堂大学		梅野 倅子
〃	ハカタ・リバイバル・プラン		立石 アルファ 裕一
〃	TOPPAN株式会社		渡辺 勝
(団体)			
表彰年月日		団体名	
令和6年11月3日	特別国民体育大会ソフトボール競技成年男子福岡県選手団		
〃	特別国民体育大会陸上競技男女混合リレー福岡県選手団		
4 学校保健部門			
(個人)			
表彰年月日		所属名	職名 氏名
令和6年11月3日	一般社団法人大牟田医師会	学校医	重藤 紘
〃	一般社団法人福岡市医師会	学校医	竹中 剛一
〃	一般社団法人大牟田医師会	学校医	福島 賢人
〃	公益社団法人北九州市歯科医師会	学校歯科医	牛島 直文
〃	公益社団法人北九州市歯科医師会	学校歯科医	大家 和夫
〃	一般社団法人大牟田歯科医師会	学校歯科医	永江 健一

〃 公益社団法人八幡薬剤師会 学校薬剤師 柏野誠志 〃 一般社団法人飯塚薬剤師会 学校薬剤師 吉柳富次郎 〃 公益社団法人八幡薬剤師会 学校薬剤師 藤本陽一	令和6年11月3日 人権問題に係る啓発・研修講師 橋津和寛
5 教育行政部門 (個人) 表彰年月日 所 属 名 職 名 氏 名 令和6年11月3日 糸田町教育委員会 前教育長 福澤秀昭	
6 学校教育部門 (個人) 表彰年月日 所 属 名 職 名 氏 名 令和6年11月3日 糸島市立前原南小学校 前校長 有田浩 〃 朝倉市立立石小学校 前校長 築山博典 〃 北九州市立志徳中学校 前校長 川中浩之 〃 福岡県立修猷館高等学校 校長 中神智文 〃 福岡県立西田川高等学校 校長 宮原清 〃 福岡県立筑紫丘高等学校 校長 渡邊啓明 〃 福岡県立古賀特別支援学校 校長 松本佳子 〃 福岡県立スポーツ科学情報センター 所 長 鶴 英 樹	
(団体) 表彰年月日 団 体 名 令和6年11月3日 那珂川市立安德北小学校 〃 古賀市立小野小学校 〃 新宮町立新宮東小学校 〃 福岡県立明善高等学校 〃 福岡県立山門高等学校	
7 その他教育文化部門 (個人) 表彰年月日 所 属 名 氏 名	